

郡山市勤労者研修センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市規則第 8 号

郡山市勤労者研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市勤労者研修センター条例施行規則（平成 5 年郡山市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可申請)</p> <p>第 2 条 <u>条例第 5 条第 1 項</u>の規定により使用の許可を受けようとする者は、<u>あらかじめ郡山市東部勤労者研修センター使用許可申請書（第 1 号様式）を市長（条例第 19 条第 1 項の規定により指定された指定管理者の指定の期間中にある場合は、指定管理者。次条から第 5 条まで及び第 8 条において同じ。）に提出しなければならない。</u></p> <p>(使用許可)</p> <p>第 3 条 市長は、郡山市勤労者研修センター（以下「センター」という。）の使用を許可したときは、<u>郡山市東部勤労者研修センター使用許可書（第 2 号様式）を申請人に交付する。</u></p> <p><u>(使用許可の変更手続)</u></p> <p>第 4 条 <u>センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、郡山市東部勤労者研修センター使用変更許可申請書（第 3 号様式）に前条に規定する使用許可書を添付し、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項に規定する変更を許可したときは、郡山市東部勤労者研修センター使用変更許可書（第 4 号様式）を申請人に交付する。</u></p> <p><u>(使用の取りやめ)</u></p> <p>第 5 条 <u>使用者が使用の取りやめを申し出よ</u></p>	<p>(使用許可申請)</p> <p>第 2 条 <u>条例第 3 条</u>の規定により使用の許可を受けようとする者は、<u>使用しようとする日の前日までに郡山市勤労者研修センター使用許可申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長が管理運営上支障がないと認めた場合は、使用しようとする日に前項の申請書を提出することができる。</u></p> <p>(使用許可)</p> <p>第 3 条 市長は、郡山市勤労者研修センター（以下「センター」という。）の使用を許可したときは、<u>郡山市勤労者研修センター使用許可書（第 2 号様式）を申請人に交付する。</u></p> <p>第 4 条 <u>削除</u></p>

うとするときは、郡山市東部勤労者研修センター使用取りやめ願書（第5号様式）に第3条に規定する使用許可書を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する使用の取りやめを承認したときは、郡山市東部勤労者研修センター使用取りやめ承認書（第6号様式）を申請人に交付する。

（使用料の納入）

第6条 条例第8条に規定する使用料は、第3条に規定する使用許可書の交付を受けたときから当該使用許可の使用日までに納入しなければならない。第4条第2項に規定する変更許可を受けた場合又は使用を取りやめた場合で未納の使用料があるときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項に規定する変更許可を受けた場合で使用日の変更が伴うものの当該変更許可に基づく使用料は、同項に規定する使用変更許可書の交付を受けたときから当該変更許可の使用日までに納入しなければならない。

（使用料の免除）

第7条 条例第10条に規定する使用料の免除は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第10条第1号から第3号までに規定する場合 当該使用料の全額

(2) 条例第10条第4号に規定する場合 当該使用料のうち市長が認める額

2 使用料の免除を受けようとする者は、郡山市東部勤労者研修センター使用料（利用料金）免除申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第8条 条例第11条ただし書の規定により返

（使用料の免除）

第5条 条例第7条に規定する使用料の免除は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 市（市の機関を含む。以下この条において同じ。）が主催して行うものに使用する場合 全部免除

(2) 公共的団体等が市と共催して行う公益的事業であって、市長が認めるものに使用する場合 全部免除

(3) その他市長が使用料を免除することが適当と認める場合 市長が認める額

2 使用料の免除を受けようとする者は、郡山市勤労者研修センター使用料免除申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第6条 条例第8条ただし書の規定により返

還することができる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第11条第1号に規定する場合 当該使用料の全額
- (2) 条例第11条第2号に規定する場合 当該使用料の10分の8の額
- (3) 条例第11条第3号に規定する場合 当該過納金の額
- (4) 条例第11条第4号又は第5号に規定する場合 当該使用料のうち市長が認める額

2 前項に規定する使用料の返還を受けようとする者は、郡山市東部勤労者研修センター使用料(利用料金)返還請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第9条 センターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

還することができる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用しないとき 当該使用料の全額
- (2) 使用者が使用の取り消しを求める申し出をし、市長がこれを承認したとき 当該使用料の100分の80の額
- (3) 使用者が使用の変更を求める申し出をし、市長がこれを承認したとき 使用料が減額となる場合の差額に相当する額の範囲内で市長が認める額
- (4) 条例第8条第3号又は第4号に該当するとき 市長が認める額

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第8条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月27日から翌年の1月4日までの日
- (4) 館内整理日(毎月の末日。ただし、その月の末日が前3号に定める日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その月内においてその月の末日に最も近いこれらの日以外の日とする。)

(遵守事項)

第9条 センターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) (略)
  - (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
  - (3) 風紀及び秩序を乱さないこと。
  - (4) (略)
  - (5) センターの施設内及び敷地内において喫煙しないこと。
  - (6) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携行しないこと。
  - (7) (略)
- (募集時の公告事項等)

第10条 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称、所在地、構造、規模等のセンターの概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の期間
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 指定管理者の指定を受けることができる団体の資格
- (6) 指定管理者に支出する委託費の額に関する事項
- (7) 次条第1項に規定する申請書等に関する事項
- (8) 指定管理者の申請を受け付ける期間
- (9) 指定管理者の選定の基準及び方法
- (10) その他市長が必要と認める事項

2 条例第16条の規定による公告は、郡山市公告式条例（昭和40年郡山市条例第2号）第2条第2項の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(申請書等)

第11条 条例第17条第1項の規定による申請は、指定を受けようとする団体の名称、代表者の氏名、所在地及び連絡先並びに募集の名称を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 条例第17条第1項に規定する事業計画書

- (1) (略)
- (2) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。

(3) (略)

(4) (略)

(2) センターの管理の業務に関する収支予算書

(3) 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類

(4) 法人にあっては、登記事項証明書

(5) 法人でない団体にあっては、役員の氏名及び住所を記載した書類

(6) 申請の日の属する事業年度の直近2事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類

(7) 申請の日の属する事業年度の直近2事業年度における団体の事業の内容を明らかにすることができる書類

(8) 納税証明書等郡山市税に係る団体の納税状況を証する書類その他これらに準ずる書類

(9) その他市長が必要と認める書類

2 条例第17条第2項第4号の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請した団体の取締役、執行役その他これらに準ずる者のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 指定管理者の指定を取り消された団体において、当該取消しの日前30日以内にその取締役、執行役その他これらに準ずる者であった者で、条例第16条の規定による公告又は指名の日（以下「公告等の日」という。）において、当該取消しの日の翌日から起算して2年を経過しないもの

ウ 禁錮以上の刑に処された者で、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日の翌日から起算して、公告等の日において2年を経過しないもの

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 本市の議会の議員又は市長が取締役、執行役その他これらに準ずる者を務める団体（市長にあっては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は出えんしている法人を除く。）でないこと。

（指定通知）

第12条 条例第19条第1項の規定により指定をしたときは、指定管理者となる団体に指定の期間を記載した通知書を送付するものとする。

2 条例第19条第2項の規定により条件を付する場合は、前項の通知書に当該条件を記載するものとする。

（協定締結事項）

第13条 条例第20条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第17条第1項に規定する事業計画書に記載された事項

(2) 指定管理者に支出する委託費の額に関する事項

(3) センターの管理に伴い取得し、又は作成した個人情報の保護及び情報の公開に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 利用料金に関する事項

(6) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(7) その他市長が必要と認める事項

（事業計画書等の変更）

第14条 条例第25条第1項ただし書の規則で定める軽微な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定管理者の本店、支店、事務所等の所在地の変更

(2) 指定管理者の取締役、執行役その他これらに準ずべき者の変更

(3) その他市長が軽微であると認める事項

（委任）

（委任）

第15条 (略)

第10条 (略)

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

郡山市東部勤労者研修センター使用許可申請書

年 月 日

郡山市長（指定管理者）

申請人 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名  
電 話 番 号

次のとおり使用したいので申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号		
使用者	住所（団体の場合は、事務所の所在地）				
	氏名（団体の場合は、その名称及び代表者名） 電話（ ） -				
使用目的					
使用人員	人				
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
使用時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで				
使用施設	<input type="checkbox"/> 第1研修室 <input type="checkbox"/> 第3研修室 <input type="checkbox"/> 第2研修室 <input type="checkbox"/> 和 室				
設備等の使用	<input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 持込電気器具(合計      ワット)				
使用料	施設使用料 (利用料金)	加算使用料 (利用料金)	設備等使用料 (利用料金)	免除額	計
	円	円	円	円	円

※太線枠内を記入し、該当箇所(□印)にレ印をつけてください。

申請のとおり許可してよろしいでしょうか。				受付	年 月 日
				起案	年 月 日
				決裁	年 月 日
				許可書 交付	年 月 日



第2号様式(第3条関係)

郡山市東部勤労者研修センター使用許可書

年 月 日

様

郡山市長（指定管理者）

印

次のとおり許可します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号		
使用者	住所（団体の場合は、事務所の所在地）				
	氏名（団体の場合は、その名称及び代表者名） 電話（ ） -				
使用目的					
使用人員	人				
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
使用時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで				
使用施設	<input type="checkbox"/> 第1研修室 <input type="checkbox"/> 第3研修室 <input type="checkbox"/> 第2研修室 <input type="checkbox"/> 和 室				
設備等の使用	<input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 持込電気器具(合計      ワット)				
使用料	施設使用料 (利用料金)	加算使用料 (利用料金)	設備等使用料 (利用料金)	免除額	計
	円	円	円	円	円

※ 使用の際は、この許可書を提示してください。

注意

- 1 使用した施設及び備品は、原状に復して整理整頓してください。
- 2 所定の場所以外で火気を使用しないでください。
- 3 風紀及び秩序を乱すことはしないでください。
- 4 使用許可のない施設及び備品を使わないでください。
- 5 当施設の施設内及び敷地内において喫煙しないでください。
- 6 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないでください。
- 7 その他職員の指示に従ってください。

## 備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として(訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 4 指定管理者がこの処分を行った場合は、2中「郡山市を被告として(訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。)」を「当該処分を行った指定管理者を被告として」と読み替えます。

第3号様式（第4条関係）

郡山市東部勤労者研修センター使用変更許可申請書

年 月 日

郡山市長（指定管理者）

申請人 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名  
電 話 番 号

次のとおり使用の変更を申請します。

		変更許可番号	第 号
当初の使用許可年月日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	
変 更 の 理 由			
使 用 料 (利 用 料 金)	既納の使用料 (利用料金)	変更後の使用料 (利用料金)	過 不 足 額
	円	円	円

※ 太線枠内に必要事項を記入してください。

申請のとおり許可してよろしいでしょうか。				受 付	年 月 日
				起 案	年 月 日
				決 裁	年 月 日
				許 可 書 交 付	年 月 日

第3号様式の次に次の5様式を加える。

第4号様式（第4条関係）

郡山市東部勤労者研修センター使用変更許可書

年 月 日

様

郡山市長（指定管理者）

印

次のとおり使用の変更を許可します。

		変更許可番号	第 号
当初の使用許可年月日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	
変 更 の 理 由			
使 用 料 (利 用 料 金)	既納の使用料 (利用料金)	変更後の使用料 (利用料金)	過 不 足 額
	円	円	円

※ 使用の際は、この許可書を提示してください。

第5号様式(第5条関係)

郡山市東部勤労者研修センター使用取りやめ願書

年 月 日

郡山市長（指定管理者）

申請人 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名  
電 話 番 号

次のとおり使用を取りやめます。

		承認番号	第 号
使用許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
使用目的			
使用日時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで		
使用施設	<input type="checkbox"/> 第1研修室 <input type="checkbox"/> 第3研修室 <input type="checkbox"/> 第2研修室 <input type="checkbox"/> 和 室		
取りやめの理由			
備 考			

※ 太線枠内に必要事項を記入してください。

願のとおりに承認してよろしいでしょうか。				受付	年 月 日
				起案	年 月 日
				決裁	年 月 日
				承認書 交付	年 月 日

第6号様式（第5条関係）

郡山市東部勤労者研修センター使用取りやめ承認書

年 月 日

様

郡山市長（指定管理者）



次のとおり使用の取りやめを承認します。

	承認番号	第号
使用許可年月日	年 月 日	許可番号 第号
使用目的		
使用日時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで	
使用施設	<input type="checkbox"/> 第1研修室 <input type="checkbox"/> 第3研修室 <input type="checkbox"/> 第2研修室 <input type="checkbox"/> 和室	
取りやめの理由		
備考		

第7号様式(第7条関係)

郡山市東部勤労者研修センター使用料（利用料金）免除申請書

年 月 日

郡山市長（指定管理者）

申請人 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名  
電 話 番 号

次のとおり使用料（利用料金）の免除を申請します。

使 用 者	住所（団体の場合は、事務所の所在地）		
	氏名（団体の場合は、その名称及び代表者名） 電話（ ） -		
使 用 目 的			
使 用 人 員	人		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使 用 時 間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 第1研修室 <input type="checkbox"/> 第3研修室 <input type="checkbox"/> 第2研修室 <input type="checkbox"/> 和 室		
免 除 申 請 額	円		
申 請 の 理 由			
使 用 料 (利用料金)	免 除 の 根 拠	免 除 区 分	免 除 額
	円		円

※太線枠内を記入してください。

上記のとおり免除してよろしいでしょうか。				受 付	年 月 日
				起 案	年 月 日
				決 裁	年 月 日
				許 可 書 交 付	年 月 日
摘要					



第8号様式（第8条関係）

郡山市東部勤労者研修センター使用料（利用料金）返還請求書

年 月 日

郡山市長（指定管理者）

請求者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名  
電 話 番 号

次のとおり使用料（利用料金）の返還を請求します。

		受付番号	第 号
使用許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
既納の使用料 （利用料金）			
請 求 の 理 由			
返 還 先	金融機関名		種 別
	口座番号	フリガナ 口座名義	
納 入 年 月 日	使 用 料 （利用料金）	返 還 の 理 由	返 還 率
年 月 日	円		円

備考

- ※ 太線枠内に必要事項を記入してください。
- ※ 既納の使用料（利用料金）の領収書を添付してください。

上記のとおり返還してよろしいでしょうか。					
				受 付	年 月 日
				起 案	年 月 日
				決 裁	年 月 日
				返 還	年 月 日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。